

広島県告示第六百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年七月一日までの間、縦覧に供する。

令和三年六月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

東広島本郷忠海線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東広島市高屋町大島四九九番五六地先から 東広島市高屋町大島四九九番五七地先まで	新	旧	一二・八八〇 一八・五六	四三・〇〇	幅員減少 不用物件延長 四三・〇〇メ ートル